

大情審答申第 515 号
令和 4 年 11 月 22 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 玉田 裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和3年8月12日付け大健第451号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った令和3年4月12日付け大健第34号による不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、「大阪府未成年者喫煙防止啓発イベント」に係る公文書を改めて特定したうえで、公開等の決定をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年3月31日に、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を「大阪市が保有する大阪府未成年者喫煙防止啓発イベントに係る文書（参加依頼、出欠の回答、名義後援に係る文書等。起案用紙を含む。）」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

大阪府より当該イベントに関する参加依頼等の送付がなく、本市においても当該イベントを実施していないことから、当該公文書をそもそも取得又は作成しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年7月14日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

取り消しを求める。

2 審査請求の理由

公開請求に係る公文書を保有していない理由に誤りがあるため。

3 審査請求人意見書

審査請求人の主張及び反論はおおむね次のとおりである。

大阪府未成年者喫煙防止啓発イベントは大阪府が主催するイベントではない。関西たばこ商業協同組合が主催するイベントであり、大阪市からはこども青少年局企画部青少年課が出席し、また後援名義の使用を承認している。これらのことと、実施機関が健康増進法に基づき大阪市健康増進計画を策定し、未成年者（現在は20歳未満）喫煙防止に関する啓発等を行っていることは、何の関係もない。

情報公開条例解釈・運用の手引（大阪市総務局）の16頁には、公開請求に係る公文書の特定について、「公開請求者は、一般的に行政事務に通じていないことから、公開請求に係る公文書の件名を的確に記載することは困難であると考えられる。したがって、公開請求に際しては、具体的に何が知りたいのかを公開請求者から十分に聴取した上で、目録や事務分掌等を参考にしながら、所管局等を特定し、所管局等の情報公開主任等と連絡を取り（本庁舎内など同席できる場合は、所管局等の職員が同席することを原則とする。）、当該公文書の存在の有無、担当を確認し、当該公文書の件名又は内容の特定を行うものとする。」と記載されている。

大阪市ウェブサイトでは、市で管理している公文書の目録をインターネットで検索できるシステムとして、公文書検索システムが公開されている。このシステムで検索すると、「大阪府未成年者喫煙防止啓発イベント」に係る文書の所管が、こども青少年局企画部青少年課であることが分かる。

したがって、健康づくり課が本件請求の担当部署とされたこと自体に、条例の運用に誤りがあったといえる。仮に、担当部署とされたのであれば、公開請求に係る公文書を保有していない理由として、「大阪府より当該イベントに関する参加依頼等の送付がなく、本市においても当該イベントを実施していないことから」と記載するのではなく、「当該イベントの所管部署である青少年課より当該イベントに関する文書の参考送付がなかった」等と記載すべきであった。

この他、令和3年12月24日付け大健第855号による裁決書により、却下されるということがあった。これは、地方自治法第4条の2第2項を読み落としたことによる違法があったものといえる。

以上のように、大阪市においては、法令に基づき事務を進めることができない状態にある。過日、報道にあった契約書なしのコロナ関連業務委託もその結果である。

以上のとおりであるから、本件行政処分は取り消されるべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

「大阪府未成年者喫煙防止啓発イベント」について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条は、「市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」と規定している。

本市では、大阪市健康増進計画として「すこやか大阪 21」（現在は「すこやか大阪 21（第 2 次後期）」）を策定し、大阪市健康増進計画のもと、たばこはがん等多くの疾患の原因であることから、未成年者の喫煙防止に関する啓発等を行っているが、「大阪府未成年者喫煙防止啓発イベント」に関する公文書は、健康局では保有しておらず、また、確認したが大阪府からも関係書類の送付もなかったため、本件請求に係る文書は存在しない。

なお、情報公開請求の受付窓口である総務局行政課（情報公開グループ）（以下「情報公開グループ」という。）によると、本件請求の担当部署として健康局を審査請求人に報告したものの、決定期限前日に審査請求人よりこども青少年局が保有している公文書が確認され、担当部署となることを指摘されており、別途こども青少年局が保有する対象文書は情報提供にて提供しているとの経過があるとのことであるが、健康局としては、上記のとおり、当該イベントには関わっていない。

以上のとおり、条例の実施機関である健康局では本件請求に係る公文書を実際に保有していないことから、本件決定を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件請求文書はこども青少年局に存在しているので、不存在とした実施機関の本件決定の理由に誤りがあると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

3 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関は、担当部署であるとされた健康局において本件請求文書を保有していないことから不存在である旨を主張するが、審査請求人の指摘によりこども青少年局が本件請求文書を情報提供しており、実施機関が本件請求文書を保有していることは明らかであることから、不存在とした本件決定を取り消し、改めて決定をすべ

きである。

- (2) なお、本件請求については、情報公開グループにおいて、本来、こども青少年局を当該公文書を保管する担当部署として公開請求書を送達すべきところ、誤って、健康局を担当部署として公開請求書を送達したうえ、健康局においても、関西たばこ商業協同組合が主催する「大阪府未成年者喫煙防止啓発イベント」を大阪府主催であると誤認し、本件決定に至ったものである。その事務処理においては、次の点で不適切であったと考えるため、付言しておく。

まず、情報公開グループにおける担当部署の選定において、公文書検索システムで検索を行うことなどにより担当部署をこども青少年局と特定することは容易であり、また、誤って担当部署とされた健康局において、当該イベントの主催者を特定することも容易であったことを考えると、不存在による非公開決定を行う前には、慎重に公文書の存否を確認すべきであり、このような確認作業を行わず、非公開の処分を安易に行ったことは不適切であったと言わざるを得ない。

次に、本件においては、決定期限前に審査請求人から実施機関において本件請求文書を保有している旨の指摘があったにもかかわらず、不存在による非公開決定を行っている。この点について、審査請求人からの指摘を受けて調査を行い、本件請求文書を保有している事実が確認された時点で速やかに本件決定を取り消すべきであったし、遅くとも、本件審査請求がなされた時点では、実施機関において本件決定を取り消すべきであったにもかかわらず、本件決定を取り消さず、本件諮問に至ったことは遺憾と言わざるを得ない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田 裕子、委員 小林 美紀、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

令和3年度諮問受理第16号

年 月 日	経 過
令和3年8月12日	諮問書の受理
令和4年1月19日	実施機関からの意見書の収受
令和4年4月13日	審査請求人からの意見書の収受
令和4年7月19日	調査審議
令和4年8月10日	調査審議
令和4年11月22日	答申